

○工事等に係る低入札価格調査基準価格 及び最低制限価格の算出について

〔平成14年12月17日 設計第902号
各支庁農業振興部長あて
事業調整課長、設計課長〕

〔沿革〕平成16年3月23日設計第10356号、19年5月22日事調第243号、20年4月22日第138号、21年4月15日第84号、22年3月26日第1219号、24年7月10日第385号、10月2日第638号、26年1月29日第950号、27年10月27日第674号、30年3月28日第1179号、31年4月5日第63号改正、令和元年10月1日第762号改正

このことについて、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」（平成14年10月29日付け建情第492号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）及び「工事等に係る低入札価格制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について」（以下「基準設定通達」という。）（平成14年10月29日付け建情第493号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）により設定を行う農政部所管の発注工事及び工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、次のとおり取り扱うこととし、平成15年1月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名選考をする契約から適用することとしたので事務処理を適正に行ってください。

なお、「低入札価格調査制度に係る基準価格及び最低制限価格制度に係る最低制限価格の算出について」（平成12年10月10日付け設計第1054号設計課長通達）は、この通達をもって廃止する。

記

1 工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定

工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定通達の2の(1)又は3の(1)から得た合計額に、100分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

2 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定

工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定通達の2の(2)又は3の(2)で委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額（1円未満切捨て）とする。

また、一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、資格の種類ごとに1円未満を切り捨てた額の合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。ただし、基準設定通達の2の測量及び地質調査以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

なお、測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

3 工事費構成費目毎の取扱いについて

(1) 鋼橋製作架設工事

製作工事の間接労務費は「共通仮設費」に含め、工場管理費は「現場管理費相当額」に含めるものとする。

(2) 施設機械設備（用排水ポンプ、水門、除塵設備、水管橋設備、ダム管理設備及び鋼製付属設備）製作据付工事

ア 製作工事の間接労務費は「共通仮設費」に含め、工場管理費は「現場管理費相当額」に含めるものとする。

イ 据付工事の据付間接費及び設計技術費は「現場管理費相当額」に含めるものとする。

(3) 電気通信工事

ア 制作工事の「直接制作費（直接工事費相当額）」は機器価格に10分の6を乗じた額（1円未満切捨て）、「間接労務費（共通仮設費相当額）」は機器価格に10分の1を乗じた額（1円未満切捨て）、「工場管理費（現場管理費相当額）」は機器価格に10分の2を乗じた額（1円未満切捨て）、「一般管理費相当額」は機器価格に10分1を乗じた額（1円未満切捨て）とする。

イ 据付工事の機器間接費は、「現場管理費相当額」に含めるものとする。

(4) 工事に係る委託業務

別紙のとおり

4 工事原価及び一般管理費等に加算する額がある場合について

工事原価及び一般管理費等に加算する額がある場合については、その内容が「請負工事費の構成費目」（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）の何れに該当するかを工事毎に判断し適切な費目に含めて算出すること。

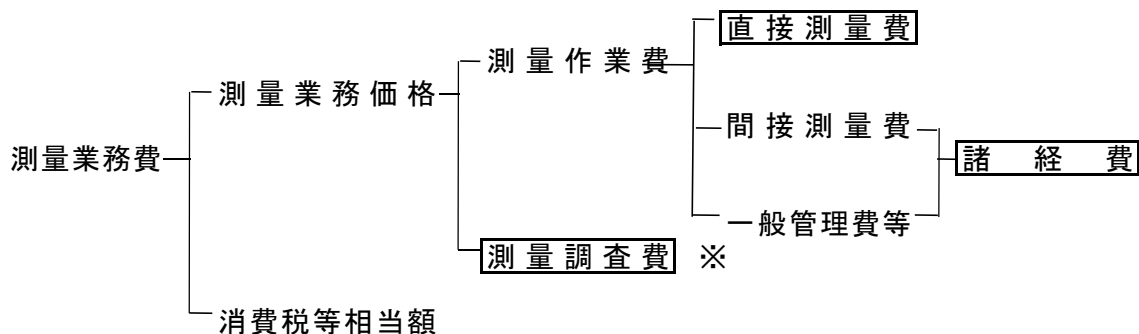
5 異種工事等を一体に発注する場合について

異種工事を一体に発注する場合は、各工事の「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費相当額」及び「一般管理費相当額」の額をそれぞれ集計してから1の額を算出すること。

（ 事業契約グループ
設計施工グループ ）

【委託業務費構成費目等の取扱い】

1 測量
(1) 構成

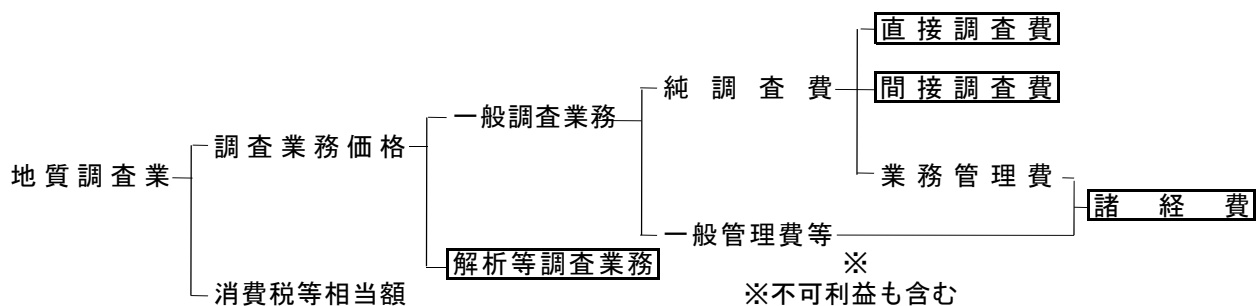


※測量調査費は宇宙技術を用いた測量等の難易度の高い測量業務や高度な技術力を要する解析業務等

(2) 主な工種

- 【一般測量】
基準点測量, 水準測量, 路線測量
- 【空中写真測量】
- 【ほ場測量】
ほ場測量(1), ほ場測量(2), 小排水路(附帯明渠)測量, 農地造成改良
- 【海岸保全】
- 【水質調査】
- 【用地測量】
用地測量, 用地予備調査
- 【確定測量】
確定測量, 分筆測量, 建物図面作成
- 【農道台帳等作成】
農道台帳作成, 竣功平面図作成
- 【土壤汚染調査】
土壤汚染調査

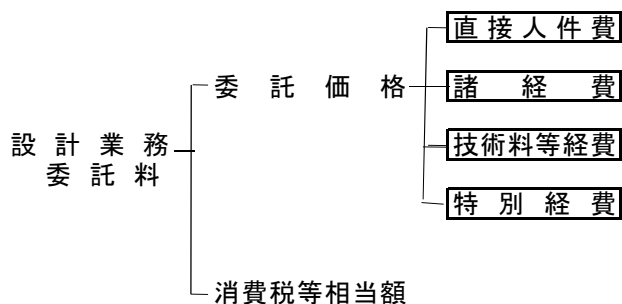
2 地質調査
(1) 構成



(2) 主な工種

【地質調査】
 弾性波探査，軟弱地盤技術解析，地すべり調査，機械ボーリング，サンプリング
 解析等調査，地下水検層及び水位計設置（地すべり調査），電気探査，物理検層，
 井戸検層

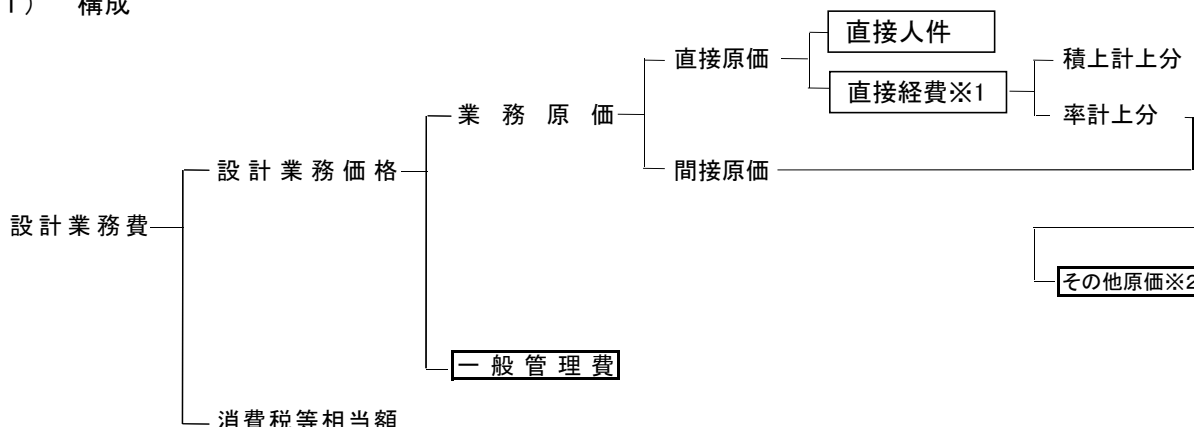
3 設計（建築）
(1) 構成



(2) 主な工種

【基本設計】
 営繕工事に係る基本設計
【基本設計】
 営繕工事に係る建築及び設備実施設計
【その他】
 施行管理

4 土木設計
 (1) 構成



※1 直接経費は、業務処理に必要な経費の内、積上計上分(事務用品費、旅費交通費、電子成果品作成費、電子計算機使用料及び機械器具損料、特許使用料、製図費等)

※2 その他原価は、間接原価及び直接経費(率計上分)

(2) 主な工種

- 【かんがい排水】
 フィルダム設計, 頭首工設計, ポンプ場設計, 水路工設計
- 【畑地かんがい】
 畑地かんがい設計
- 【ほ場整備】
 ほ場整備工設計
- 【農道】
 農道設計, 農道構造物設計
- 【営農飲雑用水】
 営農飲雑用水設計
- 【暗渠排水】
 暗渠排水設計(畑地), 暗渠排水設計(水田)
- 【客土】
 客土設計
- 【農地造成改良】
 改良山成(層厚調整)工事設計
- 【ため池改修】
 ため池改修
- 【海岸保全】
 漂砂解析, 海岸護岸設計, 海岸離岸堤等設計
- 【調査計画設計】
 調査計画, 事業効果検証
- 【補償物件調査】
 権利調査, 建物等の調査, 営業その他の調査, 予備調査,
 移転工法案の検討, 再算定業務, 土地評価, 物件調書の作成
- 【環境影響調査】
 現地調査, 事前調査, 事後調査, 算定, 騒音の調査, 振動の調査,
 振動騒音の同時調査, 井戸の調査, 因果関係の調査・検討
- 【公園緑地】
 公園緑地設計
- 【地すべり対策工】
 地すべり対策工設計
- 【保安林解除申請図書作成】
 保安林解除申請図書作成, 自然公園法に基づく協議書作成,
 国有林野利用承認書・貸付申請書作成, 保安林内行為申請図書作成